

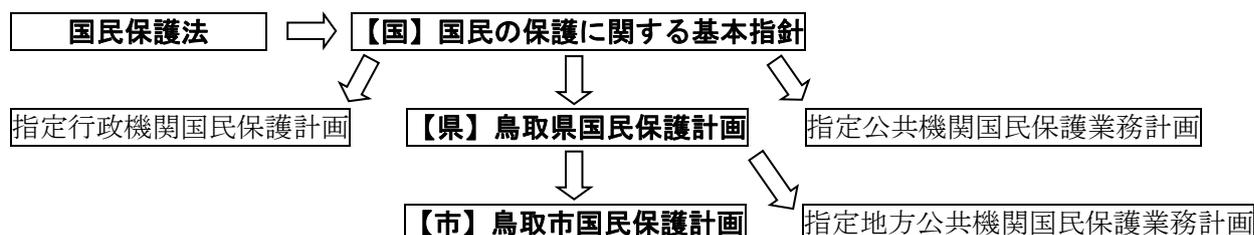
はじめに

- **この計画は**、鳥取市が、国民保護法やその他の関連する法律とジュネーブ条約などの国際人道法の精神に基づいて作成したもので、万一の大規模なテロ（緊急処理事態）や有事（武力攻撃事態）が発生した場合に、鳥取市内にいる全ての人を保護するためのものです。このため、普段から準備しておくべき事項から、有事等が終わって元の生活を取り戻すまでのことを計画しています。

鳥取市では、県及び関係する機関と連携し、この計画を基本にして、市民の保護のための措置（緊急対処保護措置、国民保護措置等）を的確かつ迅速に行うとともに、市域において関係機関が行う緊急対処保護措置、国民保護措置等を総合的に推進するために必要な事項を定めるものです。

- **鳥取市国民保護計画の位置づけ（国民保護法 第四節第 32 条～第 36 条）**

この計画は、国民保護法第 35 条（市町村の国民の保護に関する計画）の規定により、「国民保護法」、
「国民の保護に関する基本指針」及び「鳥取県国民保護計画」に基づき作成したものです。



- **鳥取市国民保護計画に定める事項（国民保護法第 35 条第 2 項）**

- ① **市域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項**
- ② **市の実施する国民の保護のための措置に関する事項（国民保護法第 16 条第 1 項）**
 - ・ **警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難**に関する措置
 - ・ **救援の実施、安否情報の収集及び提供**その他の避難住民等の救援に関する措置
 - ・ **退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集**その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
 - ・ **水の安定的な供給**その他の国民生活の安定に関する措置
 - ・ 武力攻撃災害の**復旧**に関する措置
- ③ 国民の保護のための措置を実施するための**訓練**並びに**物資及び資材の備蓄**に関する事項
- ④ 国民の保護のための措置を実施するための**体制**に関する事項
- ⑤ 国民の保護のための措置の実施に関する**他の地方公共団体、その他の関係機関との連携**に関する事項

《国民保護措置における市の役割》 (【凡例】「法」: 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)

